



感染対策委員会規定

制定 令和 5 年 4 月 1 日

株式会社プロウェーブ

事業所名 すてっぷかながわ

音声読上げ



感染対策委員会規定

第1条 （設置）

当住居内の感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する感染対策委員会を設置し、感染症の発生及び蔓延防止等に関する取り組みを行うこととする。

第2条 （所掌事務）

委員会の所掌事務は、次に掲げる事項とする。

- （１） 指針・マニュアル等の作成・改定
- （２） 住居内感染対策に関する、職員への研修の企画及び実施
- （３） 新入居者の感染症の既往の把握
- （４） 入居者・職員の健康状態の把握
- （５） 感染症発生時の対応と報告、業務継続に向けた計画の策定
- （６） 各部署での感染対策実施状況の把握と評価
- （７） その他感染症の発生及び蔓延の防止に資する事

第3条 （組織）

感染対策責任者は管理者とし、委員会の委員および委員長を指名する。

第4条 （委員長）

委員長は会務を総理し、会議の議長となる。

第5条 （会議）

1. 委員会の会議は、委員長が招集する。
2. 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に従事者などの出席を求め、意見又は説明を聴取することができる。

第6条 （庶務）

委員会の庶務は、法人において所掌する。

第7条 （委員会の開催）

委員会は年２回開催する。

（施行期日） この要項は、令和５年４月１日から施行する。
これ以前に施行している要項は廃棄する。